

第八次 三股町行政改革大綱 概要版

第八次 三股町行政改革大綱

第七次からの改正方針

基本的には第七次の内容を継続して実施することを前提に、町民や時代のニーズに即した内容とし、以下の改正方針を掲げた。

- ①デジタル化の推進
- ②脱炭素化へ向けた取組
- ③組織体制強化へ向けた取組

改革の基本的な考え方

行政サービスに対する町民の満足度の向上

具体的な取組

- 1 町民に寄り添った行政サービスの提供
- 2 健全な財政基盤の確立と事務事業の最適化
- 3 効率的な行政運営に資する組織体制の構築

推進期間

令和7年度 から 令和11年度(5年間)

実施計画

大項目		中・小項目
1	町民に寄り添った行政サービスの提供	(1) 協働のまちづくりの推進 ① 地域コミュニティの強化 ② 各種計画策定時の意見等の広聴 ③ 審議会・委員会等の多様な人材の登用
		(2) 町民サービスの質向上 ④ 接遇の向上による窓口サービスの充実 ⑤ 窓口業務等にかかるデジタル化の推進 ⑥ 行政情報の積極的な提供
2	健全な財政基盤の確立と事務事業の最適化	(1) 財政健全化に資する取組の推進 ⑦ 健全な財政運営の堅持 ⑧ 税外収入の確保
		(2) 町有財産の適切な管理マネジメントの推進 ⑨ 公共施設等総合管理計画に基づく適正管理 ⑩ 公共施設等の省エネ化による脱炭素化の推進
3	効率的な行政運営に資する組織体制の構築	(3) 業務スキームの見直しとDXの推進 ⑪ 事業効果を高める事務事業の整理 ⑫ 次世代ツール等を活用した事務効率化の推進
		(1) 業務推進力の強化を図る組織機構 ⑬ 効率的で分かりやすい組織機構の設置 ⑭ 業務の質及び量に応じた執務体制の検証 ⑮ 人材育成の推進
		(2) 定員、人事管理及び給与の適正化 ⑯ 給与制度の適正運用 ⑰ 適正な人員、人事管理の実施